

太田川東部工業用水道第2期事業(三永系)における 給水制限の実施について

1 要旨

呉市が管理する三永水源地^{*}(東広島市西条町)の貯水量減少により10%の取水制限が実施されることに伴い、太田川東部工業用水道第2期事業(三永系)(以下、「工水三永系」という。)において5%の給水制限を実施する。

※三永水源地：呉市上下水道局が所有する貯水池で、県の工業用水の水源(35,000m³/日)として使用。

2 現状・背景

- 三永水源地においては、少雨により貯水量が減少している。
 1月17日現在貯水率：60.2% (平年：88.1%)
- 三永水源地を所有する呉市が1月18日に開催した渇水調整会議において、貯水状況を踏まえて、10%の取水制限が実施されることになった。

【取水制限の内容】

開始時期	取水制限率
三永水源地貯水率が50%を下回った時点(1月30日頃)から	10%

3 給水制限の概要

(1) 対象者

工水三永系の受水団体(対象：8企業)

(2) 実施内容

- 取水制限が実施された場合、5%の給水制限を行う。

【給水制限の内容】

開始時期	給水制限率
取水制限が実施された時点から	5%

- また、現在、取水制限に対する緊急措置として、広島水道用水供給事業から工水三永系への5%に相当する水量の応援給水について検討を進めている。
- 受水団体に対しては、12月以降貯水量の状況等について情報提供するとともに、今回の給水制限の実施について協議し、一定の理解を得ている。
- 給水制限の実施に当たっては、給水制限した水量相当分の料金を減免することとしている。

4 今後の対応

今後も降雨がない場合、さらなる給水制限が必要となる可能性もあるが、受水団体への影響を最小限に留めるよう、引き続き呉市等の関係機関と連携して対応していく。